愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程

2007年 6月13日 規 程 第 43 号

(目的)

第1条 この規程は、愛知教育大学(以下「本学」という。)の研究活動における不正行為への対応に関する取り扱いについて必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保すること及び公的研究費を適正に運営及び管理することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、研究活動における不正行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものではないということが根拠をもって明らかにされたものを除く。
 - (1) 研究上の不正行為
 - ア ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
 - イ 改ざん 研究資料,機器又は過程を変更する操作を行い,データ,研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
 - ウ 盗用 他の研究者のアイディア,分析・解析方法,データ,研究結果,論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用する行為
 - (2) その他の不正行為
 - ア 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて,著者としての資格を有しない 者を挙げ,又は著者としての資格を有する者を除外する行為
 - イ 不適切な投稿又は出版 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為
 - ウ 人権等の侵害 研究活動に協力する者又は研究活動の対象となる者の人権,プライバシー その他の権利利益を侵害する行為
 - エ 不適切な研究費使用等 法令又は研究費を配分した機関(以下「資金配分機関」という。)が定める規則等及び本学の規程等に違反して第3項に規定する公的研究費を不正に使用又は受給する行為
 - オ その他本学の研究者として、研究者の行動規範に著しく反する行為
- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 研究者 本学において研究に携わる者(携わっていた者を含む。)のすべてをいい,常勤及び非常勤の別並びに給与支給の有無を問わない。また,学部学生,大学院学生,研究生,科目等履修生,特別聴講学生,特別研究学生,内地留学生及び外国人留学生その他本学に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者を含む。
 - (2) 部局 教育学部の各学系, 附属図書館, 附属学校部, <u>国立大学法人愛知教育大学学則</u> (2004年学則第1号)第28条第1項に規定するセンター及び事務局をいう。
 - (3) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。
- 3 この規程において、公的研究費とは、法人が管理する次の各号に掲げる公的資金に基づく研究 費をいう。
 - (1) 競争的資金

- ア 研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究 費が助成される研究費
- イ 研究者が資金配分機関の示す特定の研究課題に申請し、資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と本学との間で委託契約が結ばれる委託費(再委託契約によるものも含む。)
- (2) その他の研究費

第1号を除く,運営費交付金及び奨学寄付金等の本学で使用する全ての研究費 (責任と権限)

- 第3条 本学における研究活動並びに公的研究費の適正な運営・管理について不正防止対策を積極 的に推進していくために最高管理責任者,統括管理責任者,研究倫理教育責任者,コンプライア ンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置く。
 - (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正 防止に関し最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。
 - (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を最高管理責任者へ報告する者とし、研究担当理事をもって充てる。
 - (3) 研究倫理教育責任者は、研究倫理に関する実質的な責任と権限を持ち、定期的な研究倫理教育を実施する者とし、研究担当理事をもって充てる。
 - (4) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う者とし、事務局長をもって充てる。
 - ア 本学における公的研究費の不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実 施状況を統括管理責任者に報告する。
 - イ 不正使用防止を図るために、本学の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対 し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - ウ 本学において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリン グし、必要に応じて改善を指導する。
 - (5) コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、各部局における 公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、教育学部の各 学系の部局長をもって充てる。
 - (6) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに統括管理責任者、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理及び研究者の倫理教育等が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 2 研究者は、公的研究費の目的に沿った使用及び説明責任を果たすとともに、第三者による検証 可能性を担保するため、研究活動において発生した研究データ等は、別に定めるガイドラインに 基づき、一定期間適切に管理・保存し、必要な場合は、開示しなければならない。
- 3 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を 目指した事務を行わなければならない。

(研究活動不正防止対策推進委員会)

- 第4条 最高管理責任者の下に全学的観点から不正防止計画を推進する研究活動不正防止対策推進 委員会(以下「対策委員会」という。)を置き,次の者をもって構成し,統括管理責任者を委員 長とする。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) コンプライアンス推進責任者
 - (3) コンプライアンス推進副責任者
 - (4) 財務・学術部長
- 2 対策委員会は次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 不正防止計画の策定及び推進に関する事項
 - (2) 研究倫理教育に関する事項
 - (3) コンプライアンス教育に関する事項
 - (4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関する事項
 - (5) 告発等及び告発相談された事案について、予備的な調査(以下「予備調査」という。)の実施の要否及び予備調査を行う予備調査委員会の設置に関する事項
 - (6) 研究活動における不正行為についての本格的な調査(以下「本調査」という。)を行う研究活動不正行為調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置に関する事項

(不正防止計画の実施)

- 第5条 各部局は、主体的に不正防止計画を実施し、対策委員会と連携し協力するものとする。 (経理)
- 第6条 公的研究費は、本学が定めた規程等に基づき経理するものとする。

(検収確認)

第7条 本学における公的研究費に関する物品等の発注に基づく適正な完了確認は、別に定める検収センター等において行うものとする。

(相談窓口)

第8条 本学における公的研究費の使用に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を財務課に置く。

(受付窓口)

- 第9条 研究活動における不正行為に関する通報及び告発(以下「告発等」という。)並びに告発 等までに至らない段階の相談(以下「告発相談」という。)を受け付けるための窓口(以下「受 付窓口」という。)を設置し、責任者、副責任者及び担当者を置く。
- 2 前項に規定する受付窓口の責任者は、統括管理責任者とし、副責任者は部局長とする。また、 担当者は学術研究支援課長とする。
- 3 受付窓口の担当者は、告発等及び告発相談があった場合は受付窓口の責任者及び告発等をなされた者(以下「被告発者」という。)が所属する部局の副責任者に報告する。

(告発等及び告発相談の取扱い)

- 第10条 告発等及び告発相談は、書面(ファクシミリ、電子メールを含む。)を受付窓口に提出 若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。
- 2 告発等及び告発相談は、原則として顕名により行うものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (1) 不正行為を行ったとする研究者又は研究グループの名称

- (2) 不正行為の態様その他事案の内容
- (3) 研究上の不正行為の場合には科学的合理的理由
- 3 告発等及び告発相談を受け付けた受付窓口の責任者は、対策委員会に当該事案を速やかに報告 するものとする。
- 4 対策委員会は、前項による報告を受けたときは、直ちに告発等及び告発相談された事案について、予備調査の実施の要否を決定し、学長へ報告するものとする。
- 5 学長は、前項の規定に基づき、予備調査を実施する場合、かつ書面による告発等及び告発相談がなされた場合は、告発者又は相談者に受け付けた旨を文書で通知するものとする。また、予備調査を実施しない場合は、その理由を付して告発者又は相談者に通知するとともに、本学で調査を行うべきものに該当しないときは、当該研究者が所属する研究機関等に当該事案を回付する。
- 6 第2項の規定に関わらず、告発等及び告発相談が匿名による場合、受付窓口の責任者は、当該 事案の内容に応じ、顕名の事案に準じて取扱うことができる。

(予備調査委員会)

- 第11条 対策委員会は、前条第4項の規定に基づく予備調査を実施する場合は、予備調査委員会 を設置し、事実関係を調査させるものとする。
- 2 予備調査委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 被告発者が所属する部局の長
 - (3) 統括管理責任者が指名する学外有識者
 - (4) 統括管理責任者が必要と認めた者 若干人
- 3 前項に規定する委員の任期は当該事案限りとする。
- 4 告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は、予備調査委員会の委員となることはできない。
- 5 予備調査委員会に主査を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 6 主査は、予備調査委員会を招集し、議長となる。
- 7 予備調査委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。 (予備調査)
- 第12条 予備調査委員会は、速やかに予備調査を開始し、告発等の受け付け後、30日以内に本調査実施の要否及び予備調査の概要を対策委員会に報告しなければならない。

(本調査実施の決定)

- 第13条 対策委員会は、前条の規定による報告を受け、本調査の実施の要否を決定し、学長へ報告しなければならない。
- 2 学長は前項の規定による報告を受け、本調査を実施する場合、速やかに告発者に文書で通知するとともに、告発等の受け付け後、30日以内に文部科学省及び資金配分機関に報告しなければならない。
- 3 学長は、第1項の規定による報告を受け、本調査を実施しない場合は、その理由を付して告発者に通知するとともに、当該事案の告発等の内容が研究費の不正使用に係る場合は、資金配分機関にも報告するものとする。この場合、対策委員会は、予備調査の資料等を保存し、開示請求があった場合はこれに応じなければならない。

(研究活動不正行為調查委員会)

- 第14条 対策委員会は、前条第1項の規定に基づき、本調査を実施する場合は、次の各号に掲げる事項を調査するため、調査委員会を設置する。
 - (1) 被告発者に係る本調査に関する事項
 - (2) その他学長が必要と認めた事項
- 2 調査委員会は、次の委員をもって組織する。ただし、前項に定める審議事項が第2条第1項第 2号のエに規定するものを除き、第3号に定める学外有識者は調査委員の半数以上とする。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 学長が指名する学系長
 - (3) 学長が指名する学外有識者
 - (4) その他学長が必要と認めた者 若干人
- 3 前項に規定する委員の任期は当該事案限りとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合 の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は、調査委員会の委員となることはできない。
- 5 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 6 委員長は、調査委員会を招集し、議長となる。
- 7 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 8 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 10 調査委員会は、第13条の規定により本調査を実施することが決定してから、原則として 30日以内に本調査を開始しなければならない。
- 11 学長は、本調査を実施するに当たっては、被告発者と同一研究分野の学外の研究者を第2項 第3号に規定する調査委員会委員として加えなければならない。

(調査対象となる研究)

第15条 調査委員会は、本調査において必要と判断したときは、当該事案に関連した被告発者の他の研究を調査の対象に含めることができる。

(不正行為の認定等)

- 第16条 調査委員会は、本調査の開始後、150日以内に次の各号に掲げる調査結果をまとめ、 不正行為を認定するか否かを決定し、対策委員会に報告するものとする。また、対策委員会は、 当該報告内容を学長に報告するものとする。
 - (1) 不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者(以下「被認定者」という。) とその関与の度合、不正使用の相当額、不正行為と認定した研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
 - (2) 不正行為が行われなかったと認定した場合は、告発等が被告発者を陥れるため又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや本学に不利益を与えることを目的とする意思(以下「悪意」という。)に基づくものであるか否か。なお、悪意に基づくものと認定した場合は告発者にその弁明の機会を与えるものとする。

- 2 調査委員会は、前項第1号の規定により一部でも不正行為が確認された場合は、調査過程で あっても速やかに認定し、対策委員会に報告しなければならない。また、対策委員会は、当該報 告内容を速やかに学長に報告しなければならない。
- 3 調査委員会は、第1項に規定する期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を作成 し、当該期限までに対策委員会に報告しなければならない。また、対策委員会は、当該報告内容 を学長に報告しなければならない。
- 4 調査委員会は、学長を通じて文部科学省又は資金配分機関から当該事案に係る資料の提出又は 閲覧、現地調査を求められた場合は調査に支障がある等の正当な理由がある場合を除き、これに 応じるものとする。
- 5 調査委員会は、学長を通じて文部科学省又は資金配分機関から求めがあった場合は、調査過程 であっても調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を学長及び対策委員会へ報告するものとす る。また、対策委員会は、当該報告内容を学長に報告するものとする。

(調査結果の通知等)

- 第17条 前条第1項の規定により報告を受けた学長は、当該調査結果を速やかに告発者、被告発 者及び被認定者に文書で通知するとともに、告発等の受け付け後、210日以内に、文部科学省 及び資金配分機関にも報告するものとする。
- 2 前条第2項の規定により報告を受けた学長は、調査過程であっても当該調査結果を速やかに告 発者、被告発者及び被認定者に文書で通知するとともに、文部科学省及び資金配分機関にも報告 するものとする。
- 3 前条第3項の規定により報告を受けた学長は、調査過程であっても、告発等の受け付け後、 210日以内に調査が完了しない場合は、文部科学省及び資金配分機関に中間報告をするものと する。
- 4 前条第5項の規定により報告を受けた学長は、速やかに文部科学省及び資金配分機関に調査の 進捗状況報告及び調査の中間報告をするものとする。

(不服申立て)

- 第18条 被認定者は、前条第1項に規定する通知があった日の翌日から起算して30日以内に、 学長に対し、書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一 理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 学長は、前項に基づく不服申し立てを受けた場合、直ちに対策委員会に通知するとともに、告 発者に通知する。加えて文部科学省及び資金配分機関にも報告するものとする。また、対策委員 会は、当該通知内容を調査委員会へ通知するものとする。
- 3 第1項の規定は、告発等が悪意に基づくものと認定された告発者の不服申立てに準用する。 (不服申立ての審査)
- 第19条 前条の不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、対策委員会の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 2 調査委員会(前項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者)は、当該事案の再調査の実施の要否を速やかに決定し、対策委員会に報告する。また、対策委員会は、当該報告内容を学長に報告する。

3 前項の規定による報告を受けた学長は、再調査の実施の有無を速やかに告発者及び被認定者に 通知するとともに、文部科学省及び資金配分機関にも報告しなければならない。

(調査結果の公表)

第20条 学長は、不正行為が行われたと認定した場合は、調査終了後速やかに調査結果を公表しなければならない。

(不正行為等への処置)

- 第21条 学長は、不正行為が一部でも行われたと認定した場合は、被認定者に対し、ただちに当該不正行為に係る研究に対する資金の使用中止を命ずる。
- 2 学長は、被認定者に対し、<u>国立大学法人愛知教育大学学則(2004年4月1日学則第1</u> 号。)及び<u>国立大学法人愛知教育大学就業規則(2004年4月1日規程第2号。)</u>その他の関係規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定した論文等の取り下げを勧告するものとする。
- 3 前項の規定は、告発等が悪意に基づくものと認定された告発者について準用する。
- 4 学長は、被認定者が取引業者であるとき又は取引業者を含むときは、<u>国立大学法人愛知教育大学における物品等契約に関する取引停止等の取扱基準</u>(2007年制定)に基づき取扱うものとする。

(調査中における一時措置)

- 第22条 学長は、第12条の規定により、本調査を行うことが決まった後、対策委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究に対する資金の支出を停止することができる。 (告発者及び被告発者の保護)
- 第23条 学長は、告発者及び被告発者の氏名等並びに告発等の内容について、当該事案の調査結果を公表するまで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密保持を徹底しなければならない。
- 2 学長は、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等したことを理由に、告 発者に対し、懲戒処分等不利益な取扱いを行ってはならない。
- 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者に対し、懲戒処 分等不利益な取扱いを行ってはならない。

(監査)

第24条 公的研究費の使用に関する監査は、<u>国立大学法人愛知教育大学内部監査規程(2006</u> <u>年規程第68号)</u>に基づき実施するものとする。

(事務)

- 第25条 この規程に関する事務は、関係部課の協力を得て、財務課及び学術研究支援課で行う。 (雑則)
- 第26条 この規程に定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、2007年6月13日から施行する。
- 2 この規程の施行の際に任命される第9条第2項第3号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、2009年3月31日までとする。

附 則(2007年規程第57号)

この規程は、2007年11月14日から施行する。

附 則(2007年規程第52号)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2010年規程第21号)

この規程は、2010年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号の改正規定は、2008年4月1日から適用する。

附 則(2010年規程第85号)

この規程は、2010年7月14日から施行する。ただし、第8条第3項及び第20条の改正規定は、2007年11月14日から適用する。

附 則(2011年規程第48号)

この規程は、2011年6月8日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則(2011年規程第104号)

この規程は、2011年11月9日から施行し、2011年10月1日から適用する。

附 則(2015年規程第20号)

この規程は、2015年3月10日から施行する。

附 則(2015年規程第54号)

この規程は、2015年7月8日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2016年規程第53号)

この規程は、2016年11月9日から施行する。

附 則(2017年規程第44号)

この規程は、2017年8月1日から施行する。

附 則(2020年規程第24号)

この規程は、2020年4月1日から施行する。